

○和歌山大学教育学部 FD 委員会規程

制 定 平成 17 年 10 月 27 日

最終改正 令和 7 年 3 月 20 日

(趣旨及び設置)

第 1 条 和歌山大学教育学部において FD（ファカルティ・ディベロップメント）を推進するため、和歌山大学教育学部 FD 委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、実施にあたる。

(1) FD の企画及び実施

(2) その他 FD に関し、必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、教務担当副学部長・教務委員会および教員養成カリキュラム委員会から選出の委員をもつて組織する。また、必要に応じて委員を置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期中欠員が生じ、これを補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員長は、教務担当副学部長がこれにあたる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第 5 条の 2 委員会は、構成員の半数以上の出席がなければ、議事を開きかつ議決することができない。

2 長期出張、休職及び病気休暇その他の事由により 1 か月以上不在の者は、構成員に算入しない。

(意見聴取)

第 6 条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第 7 条 委員会の事務は、学務課教育学部係において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 17 年 10 月 27 日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に選出される第 3 条委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

附 則 （平成 24・4・26 一部改正）

この改正規程は、平成 24 年 4 月 26 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 29・9・14 一部改正）

この改正規程は、平成 29 年 9 月 14 日から施行する。

附 則 （令和 2・3・5 一部改正）

この改正規程は、令和 2 年 3 月 5 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （令和 5・3・20 一部改正）

この改正規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 7・3・20 一部改正）

この改正規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。